

青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱の一部改正について

1 改正の理由

青梅市情報公開条例の改正に伴い、非公開にできる資料を定めるとともに、会議録や会議資料等の公開に関する手続を定め、あわせて傍聴席に入れないものの規定などを、市の他の審議会等の取扱いとの整合性を図るため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 会議録および会議資料の公開の手順等を定める。
- (2) 傍聴人を傍聴者に改める。
- (3) 傍聴席に入ることができない者および傍聴者の守るべき事項の基準を改める。
- (4) 報道関係者の位置付け等を明確にする。
- (5) その他所要の規定の整備

3 実施の期日

委員会による承認後に実施し、平成31年4月1日から適用する。

4 新旧対照表

下記のとおり。

記

○青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱（平成12年8月13日実施）

改正後	現行	備考
<p>1 目的 この要綱は、青梅市介護保険規則（平成12年規則第28号。以下「規則」という。）第52条の8にもとづき、青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴および会議録等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （削る。）</p> <p>2 傍聴者の定員 傍聴者の定員は、会議場の広さによって会長が定めるものとし、定員を超えるときは抽選により決定する。</p> <p>3 傍聴席 傍聴席は、会長がこれを指定する。</p>	<p>1 目的 この要綱は、青梅市介護保険規則第52条の8にもとづき、青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴および会議録等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 傍聴人の資格 （1）委員会の会議の傍聴は、青梅市民に限る。ただし、会長が認める者はこの限りでない。 （2）報道関係者で会長が認める者は、前号の規定にかかわらず傍聴することができる。</p> <p>3 傍聴人の定員 傍聴人の定員は、会議場の広さによって会長が定めるものとし、定員を超えるときは抽選により決定する。</p>	

4 傍聴者の届出

傍聴者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名等を記載し、傍聴席に着席しなければならない。

5 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

6 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類をしないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙等をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

(削る。)

7 写真、映画等の撮影および録音等の制限

傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

8 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 規則第52条の6の規定により、委員会の会議を非公開としたとき

4 傍聴人の届出

傍聴人は、会議の当日、所定の場所において傍聴人受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名等を記載し、指定された場所に着席しなければならない。

5 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類、その他危険のおそれのある物品を持っている者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他会議場に持ち込むことが不相当と認められる物品を持っている者
- (4) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用する通常の服装をしていない者
- (5) その他会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。
- (3) 飲食または喫煙等をしないこと。
- (4) 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 撮影、録音等を行わないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 前各号のほか、議事の進行を妨げ、または会議場の秩序を乱す行為をしないこと。

7 会長の指示

傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

8 傍聴人の退場

傍聴人は、委員会が会議を非公開としたときは、速やかに退場しなければならない。

<p><u>は、議長は傍聴者を退場させるものとする。(削る。)</u></p>	<p><u>9 違反に対する措置</u></p> <p><u>(1) 会長は、傍聴人がこの要綱に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により退場を命ぜられた者は、当日の会議を再び傍聴することができない。</u></p>
<p><u>9 報道関係者の取扱い</u></p> <p><u>(1) 会長は、第2項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。</u></p> <p><u>(2) 第4項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>10 会議録等</u></p> <p><u>(1) 会議録および会議資料は、これを公開する。ただし、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）第7条各号に該当すると認められるとき、または非公開で行った会議に使用した会議資料は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 会議録の記載内容は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、発言要旨その他必要事項とする。</u></p> <p><u>(3) 会議録の公開は、原則として委員会の承認を得て行う。</u></p> <p><u>(4) 会議資料は、傍聴者に提供することができる。また、会議の翌日以降において、青梅市ホームページへの掲載等により公表する。</u></p>
<p><u>10 会議録等</u></p> <p><u>(1) 会議録および会議資料は、これを公開する。ただし、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）第7条各号に該当すると認められるとき、または非公開で行った会議に使用した会議資料は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 会議録の記載内容は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、発言要旨その他必要事項とする。</u></p> <p><u>(3) 会議録の公開は、原則として委員会の承認を得て行う。</u></p> <p><u>(4) 会議資料は、傍聴者に提供することができる。また、会議の翌日以降において、青梅市ホームページへの掲載等により公表する。</u></p>	<p><u>10 会議録等</u></p> <p><u>(1) 会議録および会議資料は、原則公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する情報等、非公開とすべき情報が含まれている場合は、当該部分を除いて公開する。</u></p> <p><u>(2) 会議録の記載内容は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、発言要旨その他必要事項とする。</u></p> <p><u>(3) 会議が公開されるときは、委員会の定めるところにより、傍聴する者に会議資料（情報公開条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供することとする。</u></p>
<p>11 その他必要な事項 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。</p>	<p>11 その他必要な事項 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。</p>
<p>12 実施期日 この要綱は、平成12年8月23日から実施する。</p>	<p>12 実施期日 この要綱は、平成12年8月23日から実施する。</p>
<p>13 経過措置</p> <p><u>(1) この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>(2) この要綱の一部改正は、令和元年7月29日から実施し、平成31年4月1日から適用する。</u></p>	<p>13 経過措置</p> <p>この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。</p>